

		厚生常任委員会	
平成27年11月30日受理		請 第 8 号	
件 名	知的障がい者が安心して暮らせる環境の整備について、国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤 川 隆 夫 溝 口 幸 治			
<p>(要 旨)</p> <p>障害者総合支援法(平成25年4月1日)が施行されて3年目を迎え、同法附則にある3年目の見直しにあたり、親の想いを次のとおり請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知的障がい者が生涯を通じ、24時間切れ目なく安心して快適に暮らせるよう、入所施設及びグループホームを充実させること。 2 現行の障害支援区分の判定方法を見直し、知的障がい者本人にとって必要な支援を受けられる仕組みとすること。 3 安心して継続的な支援を受けられる職員体制にすること。 4 知的障がい者が高齢になっても適切なサービスを受けられるようにすること。 <p>(理 由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知的障がい者は、生涯を通じた24時間切れ目のない支援と見守りがなければ、1人で生き辛い特性を持っている。 総合支援法の事業形態では、昼夜分離となり、利用者にとって、生活支援が最も必要な、朝夕の時間帯の給付費が、日中の給付費の約3分の1になっている。これは夜間における職員配置の不足による支援の低下をもたらすばかりでなく、障がい者虐待発生の一因ともなる。 また、グループホームについても、夜間は職員が不在の施設が多く、入所施設と同様の状況だと考える。 その意味において、入所施設を知的障がい者が、より豊かな生活が享受できるものにするとともに、グループホームが、終の住処になるように、充実させるべきである。 2 知的障がい者が一人ひとりの特性に合った必要な支援を受けられるよう、障害支援区分の判定方法の見直しを行うべきである。 3 給付費の考え方として、人件費・一般管理費は事業経営上恒常的に必要とするので、安定的な報酬を受けられるようにして優秀な人材を確保し、質の高い安定した福祉サービスができるようにすべきである。 4 障がい者が65歳になっても、介護保険ではなくこれまでと同じ障害福祉サービスが受けられるようにすべきである。 また、知的障がい者が障害福祉サービス事業所と契約を締結する場合、身内も後見人もいない場合があることから、この場合、障がい者に合った適切なサービスが利用できるよう丁寧な説明を行うなど十分に配慮することを市町村や事業者に指導すべきである。 			